**新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金**

**について**

新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止の措置の影響により休業された中小企業の労働者のうち、休業中に賃金（休業手当）を受けることができなかった方に対して、当該労働者の申請により、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金が支給されます。

また、農業の雇用保険、労働者災害補償保険に加入していない暫定任意適用事業所（被雇用者が常時４人以下の個人事業主等）に雇用されている労働者については、事業主が「農業等個人事業所に係る証明書」を農政局に申請、発行を受けることで対象となります。

なお、添付チラシには「農業経営体に雇用されている労働者の皆様」向けとなっていますが、「農業等個人事業所に係る証明書」の申請は「事業主」から行っていただく必要があります。

対象期間は

２０２０年４月１日(水)～２０２０年９月３０日(水)まで

となっております。

詳しくは、下記ＵＲＬをご確認下さい。

（関連ＵＲＬ）

農林水産省ホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nougyou_jinzaiikusei_kakuho/singatakoronataiou/kyuhusienkin.html>